



2014.6.10

No.46

芦屋「九条の会」ニュース

発行責任者：片岡 隆
連絡先 090-7118-2312

集団的自衛権行使は、憲法破壊

平和憲法は戦後、最大の歴史的危機に立たされている。海外で自衛隊が武力行使できる国にするのか、それとも平和国家にとどまるのかが、今まさに問われている。

5月15日安倍首相の私的懇談会（安保法制懇）が、集団的自衛権の行使を容認する報告書を提出。これを受けて自公による与党協議が始まった。絶対に認めるわけにいかない。

集団的自衛権の本質は「日本が攻撃を受けていないのに、自衛隊の武力行使に道を開くということは戦争に参加すること」そのものである。首相の説明では何の目的のために行使を認めるのか、現実になぜ必要なのかとの明確な説明はない。提示された15の具体的事例は、国民に理解されやすく現行法制の枠内でも可能とされる事例をあえて選び、本質から目をそらそうとしている。また、首相が強調する「必要最小限」「限定」という縛りは何の意味もなさない。日本が集団的自衛権を行使したとたん、相手国にとって日本は敵国となる。戦争に必要最小限はなく、自衛隊の活動範囲はどこまでも広がっていく懸念が大きい。



9条を生かし、積極的な平和外交を

憲法9条のもとで否定してきた集団的自衛権の行使を政府解釈の変更により認めることは、内閣が憲法を支配しようとするもので、憲法が権力を縛る立憲主義を破壊する暴挙である。首相と考え方の近いお友達からの報告書を「錦の御旗」に、少なくとも国会で十分な議論をすることなく、閣議決定を通じて政府方針としようとするプロセスは、民主主義の根幹を揺るがすもの。戦争の反省から生まれた憲法9条に象徴される平和主義を大きく変質させ、国のかたちを変えることは許されない。

安倍政権は集団的自衛権の行使容認を突破口に、9条のしほりを全面的に取り払おうとしている。中国の海洋進出や北朝鮮の核・ミサイル開発という脅威があるとしても、外交力を駆使して解決するべきで、いたずらに軍事的緊張を騒ぎ立て軍拡競争に拍車をかけることは回避しなければならない。平和国家という立ち位置をもって国際社会で平和の確立に貢献する存在、それこそが9条にもとづく「平和主義」である。しかし、9条の空洞化が懸念される今だからこそ、私たちは声をあげ続ける。物言わぬということは、それは容認していることと同じなのだから。

来る6月28日の「9周年記念のつどい」に是非ご参加下さい。窪島誠一郎さんの講演終了後、ピースウォークを行います。JR芦屋駅までの短い距離ですが、ご一緒に「集団的自衛権反対」の声をあげましょう。